

東京都マンション再生法許可要綱実施細目新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>東京都マンション再生法容積率等許可要綱実施細目</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 27 年 3 月 27 日 26 都市建企第 1232 号</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 令和 8 年 3 月 26 日</u> <u>7 都市建企第 1424 号</u></p>	<p>東京都マンション建替法容積率許可要綱実施細目</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 27 年 3 月 27 日 26 都市建企第 1232 号</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 令和 7 年 3 月 31 日</u> <u>6 都市建企第 1480 号</u></p>
<p>第 1 総則</p> <p>この実施細目は、<u>東京都マンション再生法容積率等許可要綱</u>（平成 27 年 3 月 27 日付 26 都市建企第 1204 号。以下「許可要綱」という。）に基づき定めるべき事項及び許可要綱を施行するに必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 総則</p> <p>この実施細目は、<u>東京都マンション建替法容積率許可要綱</u>（平成 27 年 3 月 27 日付 26 都市建企第 1204 号。以下「許可要綱」という。）に基づき定めるべき事項及び許可要綱を施行するに必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第 2 （現行のとおり）</p>	<p>第 2 （略）</p>
<p>第 3 危険防止の措置</p> <p>1 危険防止の措置</p> <p>許可要綱第 2 章第 1 の 1 <u>(8)</u>イ及び第 3 章第 2 の 1 <u>(6)</u>に規定する危険防止の措置は、次のアからエまでのいずれかのものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">アからエまで （現行のとおり）</p>	<p>第 3 危険防止の措置</p> <p>1 危険防止の措置</p> <p>許可要綱第 2 章第 1 の 1 <u>(6)</u>イ及び第 3 章第 2 の 1 <u>(5)</u>に規定する危険防止の措置は、次のアからエまでのいずれかのものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">アからエまで （略）</p>
<p>2 （現行のとおり）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第 4 公開空地の質の基準</p> <p>許可要綱第 3 章第 2 の 1 <u>(5)</u>の実施細目に定める基準は、各評価項目について<u>第 5 表 5-1</u>の評価区分欄 A、B 又は C に掲げるものとする。</p>	<p>第 4 公開空地の質の基準</p> <p>許可要綱第 3 章第 2 の 1 <u>(4)</u>の実施細目に定める基準は、各評価項目について<u>第 6 の 1 表 6-1</u>の評価区分欄 A、B 又は C に掲げるものとする。</p>

第5 公開空地の計画適合評価

許可要綱第4章第2の1(2)の実施細目で定めるところによる評価は、次に掲げるものとする。

(1) (現行のとおり)

表5-1

評価項目	評価内容	評価区分	評価点数
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
建築物上の緑化(屋上、壁面、ベランダ)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	・ <u>生物の生息空間</u> の面積の広場状空地面積及び水辺沿い空地に占める割合	(現行のとおり)	(現行のとおり)

(2)から(4) (現行のとおり)

る。

第5 公開空地の計画適合評価

許可要綱第4章第2の1(2)の実施細目で定めるところによる評価は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

表5-1

評価項目	評価内容	評価区分	評価点数
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
建築物上の緑化	(略)	(略)	(略)
生物多様性の保全	・ <u>「生物の生息空間」</u> の面積の広場状空地面積及び水辺沿い空地に占める割合	(略)	(略)

(2)から(4) (略)

第6及び第7 (現行のとおり)

第8 環境性能の取扱

1 評価対象について
(現行のとおり)

(1)及び(2) (現行のとおり)

(3) 住宅以外の用途におけるBEIは、原則として、(2)のアからクまでに掲げる用途に供する部分の延べ面積の合計が2,000 m²以上である建築物を算定の対象とする。ただし、建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物は、算定の対象外とする。

2 (現行のとおり)

第9及び第10 (現行のとおり)

第11 防災による容積率の緩和

1 重点的に耐震化を図るべき建築物

許可要綱第4章第2の2(1)イ(イ)及び(2)アの重点的に耐震化を図るべき建築物とされている民間の特定建築物で実施細目で定めるものは、建替え前及び建替え後における用途及び規模が、建替え前及び建替え後において次に該当するものとする。

表11-1に掲げる用途に該当する建築物の部分の床面積の合計が当該計画建築物の延べ面積の過半を占め、表11-1に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれの用途部分において建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項の各号に定める規模で除した数値の合計が1以上になるもの。

第6及び第7 (略)

第8 環境性能の取扱

1 評価対象について
(略)

(1)及び(2) (略)

(3) 住宅以外の用途におけるBEIは、原則として、(2)のアからクまでに掲げる用途に供する部分の延べ面積の合計が2,000 m²以上である建築物を算定の対象とする。ただし、建築物省エネ法第18条各号のいずれかに該当する建築物は、算定の対象外とする。

2 (略)

第9及び第10 (略)

第11 防災による容積率の緩和

1 重点的に耐震化を図るべき建築物

許可要綱第4章第2の2(1)イ(イ)及び(2)アの重点的に耐震化を図るべき建築物とされている民間の特定建築物で実施細目で定めるものは、建替え前及び建替え後における用途及び規模が、建替え前及び建替え後において次に該当するものとする。

・複合用途の建築物の場合

表11-1に掲げる用途に該当する建築物の部分の床面積の合計が当該計画建築物の延べ面積の過半を占め、表11-1に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれの用途部分において同施行令第6条第2項の各号に定める規模で除した数値の合計が1以上になるもの。

表 11-1 (現行のとおり)

2 既存不適格マンション

(現行のとおり)

- (1) (現行のとおり)
- (2) マンション管理組合の集会又は総会において、建替えの推進について、区分所有者(議決権を有しないものを除く。)の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各3/4以上の賛成を得ていること。

3 (現行のとおり)

第 12 及び第 13 (現行のとおり)

第 14 許可要綱に基づく許可申請等

1 許可申請

- (1) 許可申請をしようとする者は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成 14 年国土交通省令第 116 号)別記様式第 25 の 11による許可申請書に、申請理由書、別表 2 に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の許可申請をしようとする者は、当該許可を申請する前かつ、要除却等認定マンションが現に存する時点で、知事に事前協議を行うこととし、事前協議に必要な図書及びその部数は、その都度指示する。
- (3) 建築主は、要綱第 3 章第 2 の 1 (2)エに定める水辺沿い空地による割増容積率を適用する場合は、水辺の管理者等と水辺沿い空地の整備について事前協議を行い、表 14-1 に掲げる資料を知事に提出するものとする。

表 14-1 (現行のとおり)

- (4) (現行のとおり)

表 14-2 (現行のとおり)

表 11-1 (略)

2 既存不適格マンション

(略)

- (1) (略)
- (2) マンション管理組合の集会又は総会において、建替えの推進について、区分所有者及び議決権の 3/4 以上の賛成を得ていること。

3 (略)

第 12 及び第 13 (略)

第 14 許可要綱に基づく許可申請等

1 許可申請

- (1) 許可申請をしようとする者は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成 14 年国土交通省令第 116 号)別記第 15 号様式による許可申請書に、申請理由書、別表 2 に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の許可申請をしようとする者は、当該許可を申請する前かつ、要除却認定マンションが現に存する時点で、知事に事前協議を行うこととし、事前協議に必要な図書及びその部数は、その都度指示する。
- (3) 建築主は、要綱第 3 章第 2 (2)エに定める水辺沿い空地による割増容積率を適用する場合は、水辺の管理者等と水辺沿い空地の整備について事前協議を行い、表 14-1 に掲げる資料を知事に提出するものとする。

表 14-1 (略)

- (4) (略)

表 14-2 (略)

(5) 許可申請をしようとする者は、計画建築物の敷地の用途地域の種別及び計画建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号による高さ。以下同じ。）に応じて下表のとおり交通量、電波障害及び風害に係る環境調査を事前に行い、知事に当該調査結果を報告するものとする。

なお、知事が特に必要と認めるときは、下表で規定した事項以外のものに係る環境調査も併せて事前に行い、知事に当該調査結果を報告しなければならない。

（現行のとおり）

2 及び 3 （現行のとおり）

第 15 （現行のとおり）

第 16 環境性能の取扱

1 標示

(1) 次の各号に掲げるものは、様式1の2による標示板により、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション再生法」という。）第163条の59第1項に基づいて設けられたものである旨を公衆に標示しなければならない。ただし、複数の標示が必要な場合は、各標示内容を組み合わせて一つの標示板とすることができる。

アからカまで （現行のとおり）

(2) 及び(3) （現行のとおり）

2 維持管理

(2) 建築主は、マンション再生法容積率等許可制度を適用した建築物を使用する前に、公開・公共空地等、電気の再エネ化率、1の(1)イからオまでに掲げる特定の用途に供する部分（以下「特定の用途に供す

(5) 許可申請をしようとする者は、計画建築物の敷地の用途地域の種別及び計画建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和26年政令第388号）第2条第1項第6号による高さ。以下同じ。）に応じて下表のとおり交通量、電波障害及び風害に係る環境調査を事前に行い、知事に当該調査結果を報告するものとする。

なお、知事が特に必要と認めるときは、下表で規定した事項以外のものに係る環境調査も併せて事前に行い、知事に当該調査結果を報告しなければならない。

（略）

2 及び 3 （略）

第 15 （略）

第 16 環境性能の取扱

1 標示

(1) 次の各号に掲げるものは、様式1の2による標示板により、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項に基づいて設けられたものである旨を公衆に標示しなければならない。ただし、複数の標示が必要な場合は、各標示内容を組み合わせて一つの標示板とすることができる。

アからカまで （略）

(2) 及び(3) （略）

2 維持管理

(2) 建築主は、マンション建替法容積率許可制度を適用した建築物を使用する前に、公開・公共空地等、電気の再エネ化率、1の(1)イからオまでに掲げる特定の用途に供する部分（以下「特定の用途に供する部分」という。）、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家

る部分」という。) 、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備の維持管理を適切に行うことについて、様式2による管理責任者選任届及び誓約書を知事に提出しなければならない。

(2)から(5)まで (現行のとおり)

第17 新聞、チラシ等による広告

建築主及び建築主の依頼を受けて建築物の設計、施工又は販売を行う者(以下「建築主等」という。)が、当該建築物の概要を新聞、チラシ等により広告する場合には、次に定める事項を明示しなければならない。

1 当該建築物は、マンションの再生法第163条の59第1項の規定により許可を受けたものであること。

2から4まで (現行のとおり)

第18及び第19 (現行のとおり)

第20 公開空地の一時占用等

1 公開空地の一時占用

(1) 次のアからウまでに掲げる基準に適合するものについては、公開空地を一時占用することができる。

ア及びイ (現行のとおり)

ウ 面積

一時占用面積は、原則として当該敷地の公開空地の25パーセント以内とする。

(2) (1)により公開空地の一時占用をしようとする場合、歩道状空地及び貫通通路にあっては、歩行者が通行可能な部分の幅を原則として2メートル以上確保すること。その他の公開空地については、その開放

発電設備の維持管理を適切に行うことについて、様式2による管理責任者選任届及び誓約書を知事に提出しなければならない。

(2)から(5)まで (略)

第17 新聞、チラシ等による広告

建築主及び建築主の依頼を受けて建築物の設計、施工又は販売を行う者(以下「建築主等」という。)が、当該建築物の概要を新聞、チラシ等により広告する場合には、次に定める事項を明示しなければならない。

1 当該建築物は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定により許可を受けたものであること。

2から4まで (略)

第18及び第19 (略)

第20 公開空地等の一時占用等

1 公開空地等の一時占用

(1) 次のアからウまでに掲げる基準に適合するものについては、公開空地等を一時占用することができる。

ア及びイ (略)

ウ 面積

一時占用面積は、原則として当該敷地の公開空地等の25パーセント以内とする。

(2) (1)により公開空地等の一時占用をしようとする場合、歩道状空地及び貫通通路にあっては、歩行者が通行可能な部分の幅を原則として2メートル以上確保すること。その他の公開空地等については、その

性に配慮して計画すること。

- (3) 所有者等又は管理責任者は、(1)により公開空地の一時占用をしようとする場合、様式6による公開空地の一時占用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) (3)の規定により申請があった場合において、その一時占用が(1)及び(2)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式6-2による公開空地の一時占用承認書を交付する。

2 公開空地の活用

- (1) 以下に掲げるものは、1の規定にかかわらず、公開空地を活用することができる。

ア及びイ (現行のとおり)

- (2) 所有者等は、(1)アにより公開空地の活用をしようとする場合、様式6-3による公開空地の活用届出書を知事に届け出なければならない。
- (3) (1)イ及びウにより公開空地の活用をしようとする場合、様式6-4による公開空地の活用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) (3)の規定により申請があった場合において、その活用が(1)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式6-5による公開空地の活用承認書を交付する。

第21 屋外広告物の表示等

1 屋外広告物の設置基準

マンション再生法容積率等許可を受けた建築物及びその敷地に、表示又は設置する屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。)又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に定めるところによるほか、次のいずれにも該当するものでなければならない。

開放性に配慮して計画すること。

- (3) 所有者等又は管理責任者は、(1)により公開空地等の一時占用をしようとする場合、様式6による公開空地等の一時占用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) (3)の規定により申請があった場合において、その一時占用が(1)及び(2)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式6-2による公開空地等の一時占用承認書を交付する。

2 公開空地等の活用

- (1) 以下に掲げるものは、1の規定にかかわらず、公開空地等を活用することができる。

ア及びイ (略)

- (2) 所有者等は、(1)アにより公開空地等の活用をしようとする場合、様式6-3による公開空地等の活用届出書を知事に届け出なければならない。
- (3) (1)イ及びウにより公開空地等の活用をしようとする場合、様式6-4による公開空地等の活用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) (3)の規定により申請があった場合において、その活用が(1)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式6-5による公開空地等の活用承認書を交付する。

第21 屋外広告物の表示等

1 屋外広告物の設置基準

マンション建替法容積率許可を受けた建築物及びその敷地に、表示又は設置する屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。)又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に定めるところによるほか、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)から(3)まで (現行のとおり)

(4) 建築物の壁面に設置するものは、別に定める東京都マンション再生法許可に係る建築物の高さ等誘導指針 (平成 27 年 3 月 27 日 26 都市建企第 1233 号) 及び東京都景観計画 (平成 19 年 3 月 都市整備局策定) の景観形成基準に適合するなど、都市景観の形成に配慮したものであること。

(5) (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第 22 指定確認検査機関による確認審査等

東京都知事のマンション再生法容積率等許可を受けた建築計画に係る法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認 (計画変更確認を含む。以下同じ。) 若しくは第 18 条第 4 項の規定による審査 (以下「確認審査」という。) 又は法第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 18 条第 23 項の規定による検査 (以下「完了検査」という。) を受けようとする場合は、次に定める 手続を行うものとする。

1 確認審査を法第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの定めるところにより国土交通大臣又は東京都知事の指定を受けた者 (以下「指定確認検査機関」という。) から受けようとする場合は、建築主は、確認審査を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。

2 指定確認検査機関が法第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 4 項の規定により確認済証を交付しようとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画がマンション再生法容積率等許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。

3 完了検査を指定確認検査機関から受けようとする場合は、建築主

(1)から(3)まで (略)

(4) 建築物の壁面に設置するものは、別に定める東京都マンション建替法容積率許可に係る建築物の高さ等誘導指針 (平成 18 年 3 月 31 日 17 都市建企第 529 号) 及び東京都景観計画 (平成 19 年 3 月 都市整備局策定) の景観形成基準に適合するなど、都市景観の形成に配慮したものであること。

(5) (略)

2 (略)

第 22 指定確認検査機関による確認又は完了検査

東京都知事のマンション建替法容積率許可を受けた建築計画に係る建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認 (計画変更確認を含む。以下同じ。) 又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査を受けようとする場合は、次に定める 手続を行うものとする。

1 同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を同法第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの定めるところにより国土交通大臣又は東京都知事の指定を受けた者 (以下「指定確認検査機関」という。) から受けようとする場合は、建築主は、確認を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。

2 指定確認検査機関が同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を行うおうとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画がマンション建替法容積率許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。

3 同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査を指定確認検査機関

は、当該完了検査の前に知事に工事が完了した旨を報告し、当該工事がマンション再生法容積率等許可の内容と整合していることの確認を受けることとする。

- 4 指定確認検査機関が法第7条の2第5項又は第18条第26項の規定により検査済証を交付しようとする場合は、3の規定による確認が終了していることを知事に照会するものとする。
- 5 法第7条の6第1項第2号又は第18条第38項第2号の規定による認定（以下「仮使用認定」という。）を指定確認検査機関から受けようとする場合は、建築主は、仮使用認定を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。
- 6 指定確認検査機関が仮使用認定を行おうとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画がマンション再生法容積率等許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。

第23 (現行のとおり)

附 則 (令和8年3月26日付7都市建企第1424号)
(施行日)

この実施細目は、令和8年4月1日から施行する。

[様式類]

様式番号等		名 称
別表	—	許可申請等に必要添付図書等
様式1-1-1	—	環境性能係数・エネルギーの面的利用の検討等に関するチェックシート
様式1-1-2	—	建築物環境性能報告書(計画)
様式1-1-3	—	建築物環境性能・EV及びPHEV用充電設備・エネルギーの面的利用報告書(完了)

から受けようとする場合は、建築主は、当該完了検査の前に知事に工事が完了した旨を報告し、当該工事がマンション建替法容積率許可の内容と整合していることの確認を受けることとする。

- 4 指定確認検査機関が同法第7条の2第5項の規定により検査済証を交付しようとする場合は、3の規定による確認が終了していることを知事に照会するものとする。
- 5 法第7条の6第1項第2号による仮使用認定を指定確認検査機関から受けようとする場合は、建築主は、仮使用認定を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。
- 6 指定確認検査機関が法第7条の6第1項第2号の規定により仮使用認定を行おうとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画がマンション建替法容積率許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。

第23 (略)

(新設)

[様式類]

様式番号等		名 称
別表	—	許可申請等に必要添付図書等
様式1-1-1	—	環境性能係数・エネルギーの面的利用の検討等に関するチェックシート
様式1-1-2	—	建築物環境性能報告書(計画)
様式1-1-3	—	建築物環境性能・EV及びPHEV用充電設備・エネルギーの面的利用報告書(完了)

様式1-1-4		EV及びPHEV用充電設備の設置に関するチェックシート
様式1-2-1	—	緑化計画チェックシート
様式1-2-2		緑化計画報告書
様式1-2-3		緑化完了報告書
様式1-3	—	建築物環境性能報告書(変更)
様式1-4	A4	同意を得たことを証する書面
様式1の2	70cm× 100cm以上	マンション再生法容積率等許可標示板(公開空地の標示)
		マンション再生法容積率等許可標示板(公開空地及び公共空地の標示)
		マンション再生法容積率等許可標示板(住宅及びサービス付き高齢者向け住宅等及び子育て支援住宅の標示)
		マンション再生法容積率等許可標示板(緑化の表示)
	35cm× 15cm以上※	マンション再生法容積率等許可標示板(一時滞在施設の標示)
様式2	A4	管理責任者選任届及び誓約書
様式3	A4	住宅性能各分野別評価予定調書
様式3の2	A4	管理報告書
様式3の3	A4	建築物環境性能報告書(改修等)
様式4	A4	公開空地変更申請書
様式4-2	A4	公開空地変更承認書
様式5	A4	屋上緑化等変更申請書
様式5-2	A4	屋上緑化等変更承認書
様式6	A4	公開空地の一時占用申請書
様式6-2	A4	公開空地の一時占用承認書
様式6-3	A4	公開空地の活用届出書
様式6-4	A4	公開空地の活用申請書

様式1-1-4		EV及びPHEV用充電設備の設置に関するチェックシート
様式1-2-1	—	緑化計画チェックシート
様式1-2-2		緑化計画報告書
様式1-2-3		緑化完了報告書
様式1-3	—	建築物環境性能報告書(変更)
様式1-4	A4	同意を得たことを証する書面
様式1の2	70cm× 100cm以上	マンション建替法容積率許可標示板(公開空地の標示)
		マンション建替法容積率許可標示板(公開空地及び公共空地の標示)
		マンション建替法容積率許可標示板(住宅及びサービス付き高齢者向け住宅等及び子育て支援住宅の標示)
	35cm× 15cm以上※	マンション建替法容積率許可標示板(緑化の表示)
35cm× 15cm以上※	マンション建替法容積率許可標示板(一時滞在施設の標示)	
様式2	A4	管理責任者選任届及び誓約書
様式3	A4	住宅性能各分野別評価予定調書
様式3の2	A4	管理報告書
様式3の3	A4	建築物環境性能報告書(改修等)
様式4	A4	公開空地変更申請書
様式4-2	A4	公開空地変更承認書
様式5	A4	屋上緑化等変更申請書
様式5-2	A4	屋上緑化等変更承認書
様式6	A4	公開空地の一時占用申請書
様式6-2	A4	公開空地の一時占用承認書
様式6-4	A4	公開空地等の活用申請書
様式6-5	A4	公開空地等の活用承認書
様式7	A4	屋外広告物承認申請書
様式7-2	A4	屋外広告物承認書

様式6-5	A4	公開空地の活用承認書	様式8	A3	計画概要書
様式7	A4	屋外広告物承認申請書	様式9	—	公開空地の質係数確認シート
様式7-2	A4	屋外広告物承認書	様式10	A3	バリアフリー基準チェックシート
様式8	A3	計画概要書	参考様式1	A4	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書
様式9	—	公開空地の質係数確認シート	参考様式2	A4	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了予定報告書
様式10	A3	バリアフリー基準チェックシート			
参考様式1	A4	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書			
参考様式2	A4	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了予定報告書			